第１章　計画の策定にあたって

第１節　計画策定の趣旨

本市においては、「男女共同参画社会基本法」に基づく男女共同参画社会の実現に向け、平成 27（2015）年６月に「狭山市男女共同参画推進条例」を制定するとともに、平成 29（2017）年度から令和３年（2021）年度の５年間を計画期間とする「第４次狭山市男女共同参画プラン」を策定し、総合的かつ計画的な男女共同参画の施策を推進してきました。

国においては、令和２（2020）年 12 月に「第５次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」を閣議決定し、基本的な方針の中では「男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることは、「男女」にとどまらず、年齢も、国籍も、性的指向・性自認（性同一性）に関すること等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人が幸福を感じられる、インクルーシブな社会の実現にもつながるものである」としています。

こうした状況のもと、第４次狭山市男女共同参画プランが令和３年度をもって終了することから、これまでの施策の進捗状況や成果を踏まえ、今後取り組むべき課題や社会情勢の変化に対応し、本市における男女共同参画社会のさらなる推進を図るため「第５次狭山市男女共同参画プラン」を策定するものです。

第２節　計画の性格と位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第３項及び「狭山市男女共同参画推進条例」第９条第１項の規定に基づき、本市における男女共同参画社会の実現に向け、施策を総合的かつ計画的に推進するため策定するものです。

（１）この計画は、国の「第５次男女共同参画基本計画」と県の「埼玉県男女共同参画基本計画」を参酌して策定しています。
（２）この計画は、「第４次狭山市総合計画」やその他の個別計画との整合性を図った計画であり、「狭山市男女共同参画に関する市民意識調査」の結果や狭山市男女共同参画審議会及び市民の意見を考慮して策定しています。
（３）この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（ＤＶ防止法）」第２条の３第３項に基づく市町村基本計画、及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第６条第２項に基づく市町村推進計画を包含するものとします。

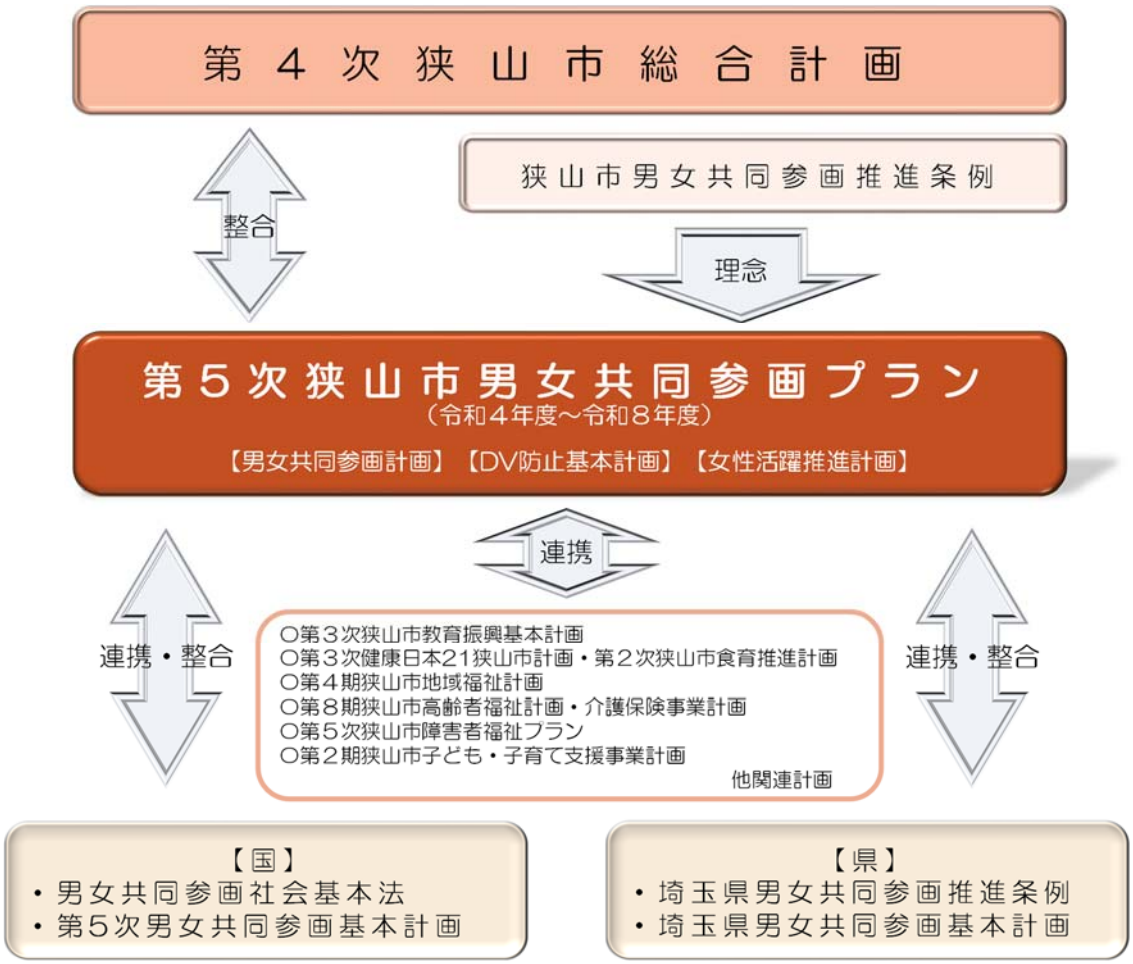

第３節　計画の期間

本計画の期間は、令和４年度から令和８年度までの５年間とします。

また、令和８年度には、本計画の事業の検証や評価を行い、「第６次狭山市男女共同参画プラン」の策定につなげていきます。

なお、計画期間中に法改正や社会の情勢等に変化があった場合には、必要に応じて随時見直しを行います。

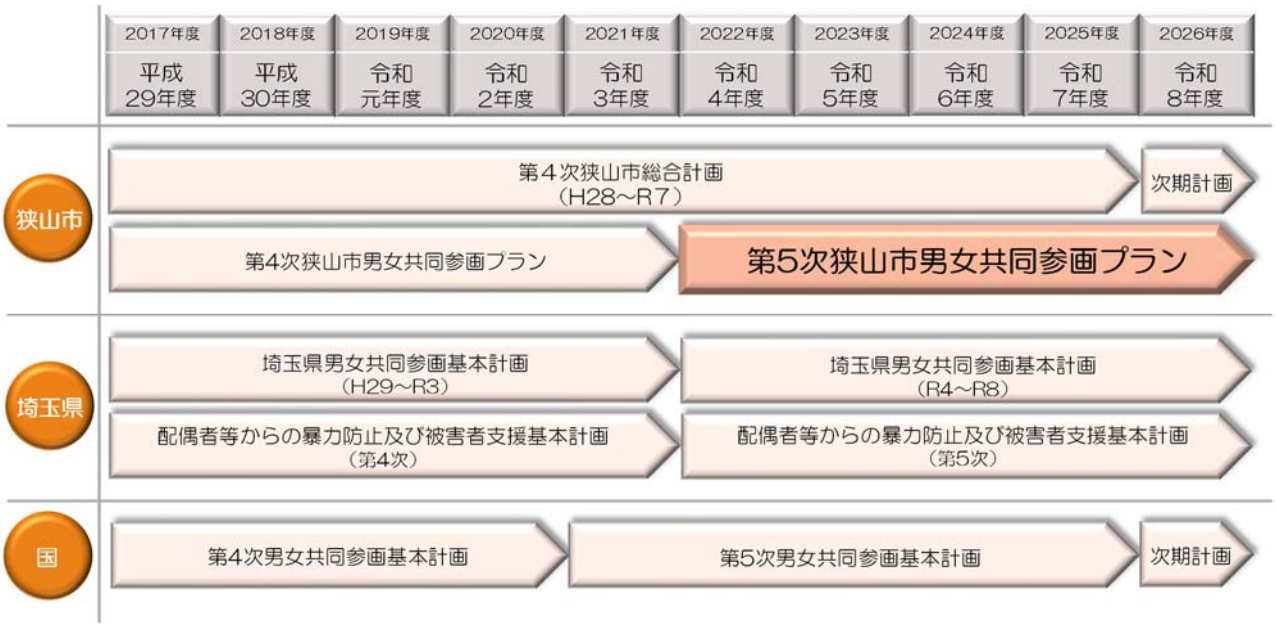

第４節　計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、令和２年９月に「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施したほか、知識経験者をはじめ、関係機関の代表者、市民の代表者からなる「狭山市男女共同参画審議会」や、庁内検討組織などにおいて協議を行いました。

また、計画案に対する市民の意見公募として、令和３年 12 月 10 日から令和４年１月７日までパブリックコメントを行いました。

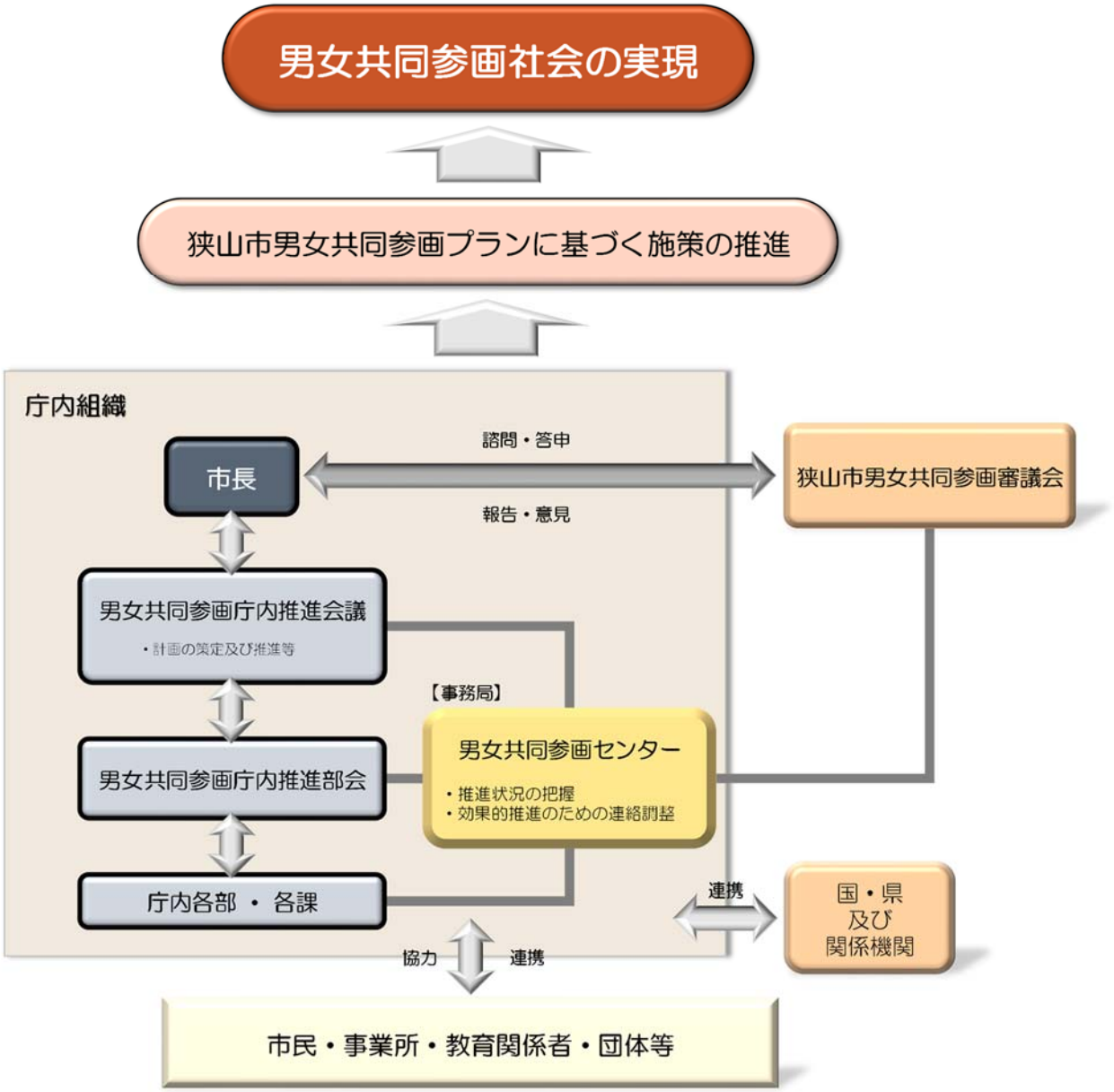

第５節　計画の背景

（１）世界の主な動き

昭和 50 年、第 27 回国連総会において国連はこの年を「国際婦人年」とすることとし、同年開催された第１回世界女性会議（メキシコ会議）において、あらゆる女性差別の撤廃と男女平等社会の実現に向けて、各国の行動指針を定めた「世界行動計画」が採択されました。

昭和 54 年には、国連総会にて「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」を採択しました。

平成７年には、第４回世界女性会議（北京会議）が開催され、女性の地位向上やエンパワーメントなどを推進するための「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されました。

平成 24 年の第 56 回国連婦人の地位委員会では、「自然災害におけるジェンダー※1平等と女性のエンパワーメント※2」について決議されました。

平成 27 年９月には、国連持続可能な開発サミットにおいて「持続可能な開発目標」（SDGs／エス・ディー・ジーズ）が採択されました。持続可能な開発目標（SDGs）のひとつに、「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う」ことが示されました。

平成 28 年の第 60 回国連女性の地位委員会では、女性のエンパワーメントと持続可能な開発との関連性、女性・女児に対する暴力の撤廃及び防止等について協議されました。

※1 ジェンダー
人間には生まれついての生物学的性別（セックス／Sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の性別を「社会的性別」（ジェンダー／gender）といいます。

※2 女性のエンパワーメント
女性が本来持っているが発揮できていなかった力（パワー）をつけること。力とは、自己決定能力や法的な力、経済力、政治的な力等、一人一人が力をつけることにより、グループ全体の力を高めていくような能力を意味します。

持続可能な開発目標（SDGs）

平成 27 年に国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 の目標と 169 のターゲットから構成され、社会・経済・環境上の様々な課題に世界各国の市民・企業・行政が協働して取り組み、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

本計画に関する主な SDGs

目標（Goal）	目標到達に向けた取り組みの方向性
	1．貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
	3．すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	4．質の高い教育をみんなに すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
	5．ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
	8．働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
	10．人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する
	11．住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	16．平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	17．パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

（２）国・県の主な動き

我が国においては、昭和 50 年の国際婦人年を契機として、男女平等に取り組むため同年に「婦人問題企画推進本部」が設置されました。

昭和 60 年には、「女子差別撤廃条約」の批准に向けて、「男女雇用機会均等法」や「労働基準法」の改正、「育児・介護休業法」などの法整備を進め、平成 11 年には「男女共同参画社会基本法」が成立し、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の最重要課題として位置付けました。

平成 27 年８月には、女性の採用・登用・能力開発等のための行動計画の策定を事業主に義務づける「女性活躍推進法」が可決・成立し、９月に施行されました。

平成 30 年、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布・施行され、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進するために、男女の候補者の数ができる限り均等になることを目指しています。

また、令和２年 12 月には、令和３年度から５年間の男女共同参画政策をまとめた「第５次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、2020 年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が 30%程度となるように目指すことや、新型コロナウイルス感染症の拡大による女性への影響として、家庭内暴力や性暴力の増加、雇用や所得への影響など、女性をめぐる課題に取り組むことなどが掲げられています。

埼玉県では、豊かで活力ある 21 世紀の埼玉を築くため、全国に先駆けて平成 12 年３月に「埼玉県男女共同参画推進条例」が制定されました。

平成 14 年２月には、その条例に基づく初の基本計画として、「埼玉県男女共同参画推進プラン 2010」を策定し、男女共同参画社会づくりのための総合拠点として、さいたま新都心に「埼玉県男女共同参画推進センター（With You さいたま）」を開設しました。

平成 29 年３月には「埼玉県男女共同参画基本計画（平成 29 年度～33 年度）」を策定し、『男女共同参画社会の実現－男女が共に個性と能力を発揮でき、人権が尊重された埼玉－』を目標とした取り組みが進められています。

（３）狭山市の主な動き

本市では平成７年に、女性計画策定協議会と、市役所女性職員による女性計画庁内研究会とのパートナーシップにより、10 か年計画の「男女共生プラン」を策定し、男女共生に関する施策を推進してきました。

「男女共生プラン」は、推進期間を平成７年から平成 16 年までの 10 年間としていましたが、これまでの女性を取り巻く国内外の変化に対応し、また、これまでの成果や課題に対応するため、中間年にあたる平成 12 年に改訂を行い、男女共同参画社会の必要性が市民に理解されるよう、施策の展開を図ってきました。

平成 16 年には、男女共同参画に関する意識を把握するために行った市民意識調査の結果（平成 15 年実施）や、狭山男女共同参画社会推進市民会議等からの意見を踏まえ、「第２次狭山市男女共同参画プラン」を策定しました。

平成 24 年には、固定的な性別役割分担意識の改革や男女間のあらゆる暴力の根絶と被害者への支援等に重点を置いた、「第３次狭山市男女共同参画プラン」を策定しました。さらに、狭山市市民交流センター内に「男女共同参画センター」が開設され、男女共同参画社会の実現に向けての情報の発信、学習、交流を推進するための拠点施設として事業を展開しています。

平成 27 年には、市と市民及び事業者がそれぞれの責務により、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むことを定めた「狭山市男女共同参画推進条例」が施行されました。

平成 29 年には、「第４次狭山市男女共同参画プラン」を策定し、女性活躍の推進や新しい男女の生き方、男女共同参画に関する市民の意識改革に重点を置いた施策の充実を図りました。

令和３年度をもって、第４次狭山市男女共同参画プランの計画期間が満了となることから、社会情勢の変化や市民等の意識・実態・ニーズに対応し、さらに男女共同参画社会の実現に向けた施策が展開できるよう、「第５次狭山市男女共同参画プラン」を策定しました。